

政策Ⅲ－３－（１）－②

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

1. 目標等

達成すべき目標	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 【根拠】主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標	金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全銀協公表）

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等
参考指標	① 金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 ① 意見交換等の状況

3. 政策の内容

利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があることから、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの慫慂を実施することとしています。

4. 現状分析及び外部要因

平成15年9月以降、当局においては預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施しているほか、適切な口座管理に一層努めること等について、業界団体を通じて傘下金融機関に対し繰り返し要請しています。

全国銀行協会によると、全銀協加盟行（正会員・準会員183行）における預金口座の不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等を行った件数は15年4月から19年3月までの累計で162,962件となっており、当局としても、引き続き金融機関が適切な

対応を取っていくことを促すことが求められています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 預金口座の不正利用に係る情報提供と活用について

18年4月から19年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2,395件となっており、これを受け金融機関において、1,108件の利用停止、1,248件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、19年3月末時点で、14,171件の情報提供に対し、7,317件の利用停止、5,772件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期毎に金融庁ホームページにおいて公表しました[※]。

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

(単位：件)

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
18年4月～6月	12,379 (603)	6,485 (276)	4,939 (415)
18年7月～9月	12,979 (600)	6,703 (218)	5,253 (314)
18年10月～12月	13,542 (563)	6,996 (293)	5,453 (200)
19年1月～3月	14,171 (629)	7,317 (321)	5,772 (319)

(注) 上段は15年9月以降の累計件数。下段()内は前四半期末に比した増減数。

② 業界団体との意見交換の状況について

18年7月から19年3月までの間に、以下のように業界団体との意見交換を開催し、預金口座の不正利用問題に対し、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金解約を行う等、適切な口座管理に努めること等について、業界団体を通じて各金融機関に対して要請しました。

ア. 全国銀行協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会：それぞれ8回開催

イ. 全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会：それぞれ3回開催

③ 不正利用口座に滞留している資金に関する金融機関としての対応のあり方の検討等についての適切な取組みの態勢

[※] <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070427-1.html>

不正利用口座に滞留している資金の返還問題については、金融機関において実態調査が行われ、業界団体との意見交換会において当該調査結果を踏まえた金融機関としての対応のあり方についてフリーディスカッションを行うなど、金融機関に対し適切な取組みの検討を促しました。また、自民党の振り込め詐欺撲滅ワーキングチームの議論に参加し、振り込め詐欺等に利用された口座に滞留する資金の被害者への迅速な返還のための方策の検討に協力しました。

(2) 評価

金融機関に対しては、繰り返し預金口座の不正利用問題に対する適切な対応を要請しており、その結果、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まったものと考えています。

上記のとおり当局からの情報提供を基に行ったものを含め、金融機関においては、18年4月から19年3月までの間に、41,606件の利用停止、32,622件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられたものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
18年4月～6月	10,218	8,149 (7,476)
18年7月～9月	10,852	8,257 (7,678)
18年10月～12月	11,707	8,782 (8,168)
19年1月～3月	8,829	7,434 (6,957)

(出所 全国銀行協会)

(注) 強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

6. 今後の課題

口座の不正利用問題については、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供及び当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく必要があります。

また、不正に利用された口座に滞留している資金の被害者への返還の問題に関しては、19年6月、与党より、被害者への迅速な返還を目的とする法案(議員立法)が国

会に提出されました。今後、当該法案が成立した際には、金融機関において同法に基づいた円滑な被害金の返還が可能となるよう、環境整備を図っていく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

当局からの不正口座利用に関する情報提供により、金融機関において強制解約等の措置がとられている等、預金口座の不正利用の防止のための成果が上がっていることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数
- ・ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全国銀行協会）
- ・ 業界団体との意見交換会の開催回数

10. 担当課室名

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室